

総説

1 県勢の概要

本県は、日本列島のほぼ中央部に位置し、東西約80km、南北約170kmの南北に細長い県土を持っています。総面積は5,774.40km²(平成27(2015)年10月1日現在)となっています。

三重県の総人口は、平成(平成27(2015)年10月1日現在、1,815,827人となっています。

また、平成25(2013)年の県土の利用状況は、森林が総面積の64.3%を占め、以下農地10.5%、宅地6.8%となっています。

図1-1 人口・世帯数の推移

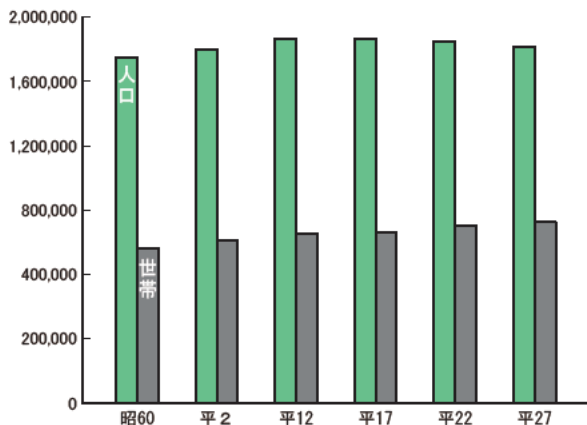
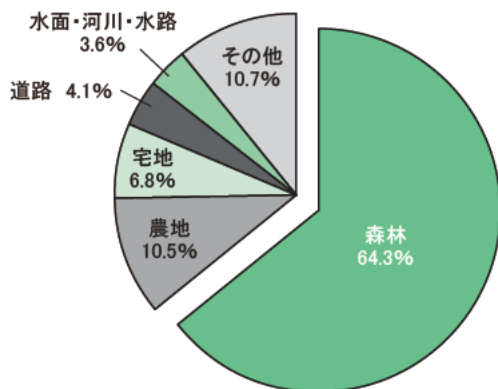


図1-2 土地利用状況(平成25年)



2 環境問題の動向

(1) 国内外の情勢

氷河の衰退など、急激に進む温暖化の影響が目に見える形で現れる中、地球温暖化に対する危機感、かつてなく高まっています。

平成9(1997)年の京都議定書締結以降、世界では地球温暖化防止に向けた対策が進められてき

ました。また、この間には、京都議定書終了後についても交渉が進められ、平成26(2014)年12月にペルーのリマで開催された国連気候変動枠組条約第20回締約国会議(COP20)では、平成32(2020)年以降の国際的な枠組みに向けて各国が提出する約束草案等に関する決定などが採択されました。

平成27(2015)年にフランス・パリにおいて開催されたCOP21では、予定より会期を延長して厳しい交渉が行われた結果、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

パリ協定は、産業革命前からの世界の平均気温上昇を2℃より十分低く保つことなどを目標とし、この目標達成のため、今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡等をめざすことが規定され、全ての国に削減目標・行動の提出・更新が義務付けられるなど、地球温暖化対策の新たなステージを切り開くものとなりました。

このように世界における今後の温室効果ガス排出量の削減に向けた取組は進められていますが、わが国においては、東日本大震災の発生と多くの原子力発電所の稼働が停止している中、エネルギー確保のため温室効果ガスの排出量の増大が見込まれ、これまでの環境負荷を減らすという観点からの取組だけでなく、地球温暖化対策とエネルギー政策を一体的にとらえ、低炭素をテーマとしたまちづくりやライフスタイルの転換を促すなど、多様な視点からの取組が求められています。なお、今後は、地球温暖化への対応として、温室効果ガス削減による緩和策だけでなく、地球温暖化により生じる環境変化への適応も必要となってきています。

また、生物多様性の保全は、私たちの暮らしにも直結する課題です。わが国は世界に例を見ないほど美しい自然環境に恵まれ、数多くの動植物が生息・育成する豊かな国ですが、その一方で多くの資源を海外に依存しており、その結果、世界の生物多様性にも大きな影響を及ぼしていることを忘れてはなりません。

平成22(2010)年10月には、今後の世界における生物多様性の方向性を議論する生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)が日本で開催され、生物遺伝資源へのアクセスと利益配分(ABS)に関する名古屋議定書や、本会議以降の新戦略計画(愛知目標)が採択されました。そして、平成26(2014)年10月韓国で開催された生物多様性

総説

条約第12回締約国会議(COP12)では、戦略計画および「愛知目標」の中間評価が行われ、愛知目標のいくつかの要素には大きな進展が見られましたが、それ以外のほとんどの目標の達成には施策は十分でなく、各国に対してはこの結果をふまえ、会議初日に発表された地球規模生物多様性概況第4版に書かれた優先行動リストを実施することが奨励されました。

世界の人びとが、生物多様性の保全に向けて大きな一歩を踏み出そうとしている今、私たち一人ひとりもまた、生物多様性に配慮した取組を進めていくことが必要となっています。

また、平成27(2015)年9月、ニューヨーク・国連本部で開催された国連サミットで「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が、採択されました。

2030アジェンダは、貧困を撲滅し、持続可能な世界を実現するために、平成28(2016)年から平成42(2030)年までの、「飢餓撲滅、食料安全保障」「持続可能な消費と生産」など17のゴールと、ゴールに到達するための169のターゲットからなる「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals:SDGs)を掲げています。

持続可能な開発の三側面、すなわち環境、経済、社会は統合され、不可分であるという考えがターゲットのレベルでも貫かれており、例えば「飢餓撲滅、食糧安全保障」「持続可能な消費と生産」のゴールに対しては、それぞれ「気候変動に関連する極端な気象現象や災害に対する暴露や脆弱性を軽減する」、「廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する」などのターゲットが定められています。

SDGsの達成には、国境を越えて、政府にとどまらずさまざまな主体がそれぞれの役割を見出しつつ連携し、多様な取組が進められることが期待されています。

(2) 三重県の動向

本県では、これまで、四日市公害への取組における窒素酸化物等の「総量規制」や環境影響評価(環境アセスメント)、産業廃棄物税の導入など、全国に先駆けた取組を含めて、時代に応じた環境政策を実施してきました。近年では、地球温暖化や廃棄物の減量など新たな課題にも取り組んでいます。

こうした取組の結果、事業活動等に伴う環境負荷の低減については、一定の効果が認められてい

ますが、一方で、自動車の排出ガスによる大気汚染や生活排水による水質汚濁、地域におけるごみの排出や暮らしに伴う温室効果ガスの排出など、私たち一人ひとりの生活に関わる身近なところでの環境負荷が課題となっています。

これらの課題に対応するため、本県の環境の保全に関する取組の基本的方向「三重県環境基本計画」をはじめ、「三重県地球温暖化対策実行計画」や、「三重県廃棄物処理計画」などの個別計画による取組を進めています。

平成24(2012)年8月には「生活排水処理アクションプログラム」の見直し、平成25(2013)年3月には「三重県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」の策定、平成25(2013)年12月には「三重県地球温暖化対策推進条例」の制定を行いました。また、平成27(2015)年3月には「三重県災害廃棄物処理計画」を策定し、被災した市町が災害廃棄物を迅速かつ適切に処理するために必要な県の果たすべき役割と機能を取りまとめました。さらに、東海三県一市が連携した伊勢湾総合対策協議会では、国の「地域環境保全対策費補助金(海岸漂着物等地域対策推進事業)」の活用等による海岸漂着物の回収・処理、発生抑制対策等を推進しています。

平成28(2016)年3月には、平成28(2016)~32(2020)年を計画期間として、「三重県廃棄物処理計画」を策定し、これまでの廃棄物の3Rと適正処理を進めるとともに、循環の質にも着目し、廃棄物を貴重な資源やエネルギーとして活用するほか、協創による最適な規模での地域循環の形成に取り組むことにより、低炭素社会や自然共生社会につながる循環型社会の構築をめざします。

自然環境の保全に関しては、人びとの暮らしの変化の中で、身近な自然とのつながりが薄れたことによる里地里山の機能喪失や森林の荒廃、地域の生態系のバランスの崩れなどによる獣害の発生や広葉樹の立ち枯れの発生などが課題となってきました。また、平成23(2011)年9月に発生した紀伊半島大水害など、大規模な豪雨災害が頻発していることから、災害に強い森林づくりをはじめ、これまで以上に森林の公益的機能を高める整備を進めていく必要があります。さらに、林業の低迷による森林への関心の低下や森林所有者の高齢化に加え、他の道県では、外国法人等による森林の取得事例も報告されるなど、水源地域の森林の荒廃や所有目的が不明確な森林の増加が危惧されています。

そのため、平成24(2012)年3月に策定した「みえ生物多様性推進プラン」や「三重の森林づくり基本計画2012」を推進していくとともに、平成26(2014)年4月から「みえ森と緑の県民税」を導入し、「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めています。また、水源地域の適正な土地の利用を確保し、森林の有する水源の涵養機能の維持増進につなげることを目的として、平成27(2015)年7月には三重県水源地域の保全に関する条例を制定しました。

これらの計画等を基本としながら、本県では、県民一人ひとりをはじめ、事業者やNPOなど、さまざまな主体による環境保全のための自立的な行動や取組を支援するとともに、各主体間の連携を図っていきます。

3 環境政策の指針

(1) 三重県環境基本条例

本県では、本県の環境保全に関する基本理念や環境保全に関する施策の基本的な事項等を定めた三重県環境基本条例（以下「基本条例」という。）を平成7年(1995)年3月に制定しました。

平成25(2013)年には、低炭素社会や自然共生社会の実現等の新たな環境課題への対応を明確にするため、基本条例を改正し、これに基づき循環型社会、低炭素社会および自然共生社会づくりを総合的、計画的に進めているところです。

(2) 三重県環境基本計画

本県では、環境の保全に関する施策を総合的、計画的に進めていくため、平成9(1997)年度に最初の「三重県環境基本計画」を策定（平成16(2004)年6月に同計画を改定）し、環境の保全に取り組んできました。

平成24(2012)年には、東日本大震災後に明らかになったエネルギー問題をはじめ、生物多様性の保全の必要性など、社会状況や環境の変化に対応するため、新しい「三重県環境基本計画」を策定しました。

この基本計画では、これまでの取組結果や本県の状況をふまえたうえで、平成24(2012)年度から平成33(2021)年度までの10年間について、長期的な視点からめざすべき姿と基本目標を定めています。

また、この計画を着実に実施していくために、推進計画（アクションプラン）を策定し、各施策の進捗状況等を把握し、適切な進行管理を行うこととしています。

平成27(2015)年度における、推進計画（アクションプラン）数値目標進捗状況は、表1のとおりです。

めざすべき姿

私たちは、かけがえのない地球環境の中で、自然と共生し、環境への負荷の少ない持続可能な社会の構築をめざします。

基本目標

- | | |
|-------|----------------------------|
| 基本目標Ⅰ | 環境への負荷が少ない持続可能な社会づくり |
| 基本目標Ⅱ | 自然と共生し身近な環境を大切に
する社会づくり |

総説

表1 環境基本計画推進計画(アクションプラン)における取組の指標の進捗状況

	施策	数値目標項目	単位	目標値 (2015年度)	現状値 (2010年度)	2015年度		
						目標値①	実績値②	目標達成状況 (②/①)
基本目標1 持続可能な社会づくり	1 低炭素社会の構築 (地球温暖化の防止)	温室効果ガス排出量の基準年度 (1990年度)比 (森林吸収量を含む)	%	2013年度 +1.5以下	2008年度 +9.7	2013年度 +1.5以下	2013年度 +2.9	0.83
	2 循環型社会の構築 (廃棄物対策の推進)	廃棄物の最終処分量	千トン	2014年度 306以下	367	2014年度 306以下	2014年度 307	0.99
	3 大気環境の保全	大気環境に係る環境基準の 達成率	%	100	96.4	100	100	1.00
	4 水環境の保全	河川・海域水域における環境 基準の達成率	%	95.7	92.9	95.7	94.3	0.99
基本目標2 自然と共生し身近な環境を 大切に作る社会づくり	1 生物多様性の保全 および 持続可能な利用	生物多様性の保全活動実施箇所	か所	74	2011年度 34	74	76	1.00
	2 自然とのふれあいの 確保	自然とのふれあいの場の満足度	%	85.0	80.1	85.0	85.8	1.00
	3 森林等の公益的機能 の維持確保	間伐実施面積(累計)	ha	36,000	—	36,000	21,843	0.61
	4 良好な景観の形成	市町、県が制定した景観に関する 条例等の件数(累計)	件	34	29	34	35	1.00
	5 歴史的・文化的環境 の保全	文化財情報アクセス件数	件/月	17,000	14,208	17,000	16,913	0.99
計画の実現に向けた仕組みづくり ・基盤づくり	1 ひとを育てる ～環境学習・環境教育 の推進～	環境教育参加者数	人	29,000	28,557	29,000	29,873	1.00
	2 担い手となる主体を 広げる ～環境活動の促進～	指導者養成講座受講者数	人	1,500	1,039	1,500	1,601	1.00
	3 環境経営を進める	三重県版小規模事業者向け環境 マネジメントシステム(M-EMS) 認証事業所数(累計)	件	420	217	420	337	0.59
	4 仕組みをよりの確に 運用する	数値による取組の指標は設定していません。						
	5 技術・情報基盤をより 充実する	環境の保全に関する調査研究 成果件数	件	16	15	16	19	1.00
	6 環境で貢献する	数値による取組の指標は設定していません。						

2015年度の目標達成状況は、取組の指標が累計値の場合、2010年度の現状(実績)値を2015年度目標値および実績値から差し引いて計算しています。

4 三重県の環境政策の方向

良好な環境を将来の世代に継承していくためには、県民一人ひとりや企業などのさまざまな主体が、その活動によって生じる環境への負荷をできる限り少なくすることができる社会の仕組みが求められています。

そのため、本県では、県民一人ひとりが、自立し、行動する県民（アクティブ・シチズン）として、環境保全の大切さを理解して行動に結びつけていけるように、さまざまな主体による環境保全のための個々の自律的な行動や取組が有機的に連携しうる社会の実現をめざします。

取組の視点

- (1) ひとを育てる
- (2) 担い手となる主体を広げる
- (3) 環境経営を進める
- (4) 仕組みをよりの確に運用する
- (5) 技術・情報基盤をより充実する
- (6) 環境で貢献する

(1) 低炭素社会の構築

県民、事業者、行政等のさまざまな主体が力を合わせて地球温暖化対策に取り組むことで、新たな豊かさを実感できる低炭素社会の実現をめざして、三重県地球温暖化対策推進条例を制定しました。この条例に基づく地球温暖化対策計画書制度により事業者の自主的な温室効果ガスの排出削減の取組を促進します。また三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム(M-EMS)の普及による環境経営の推進、地球温暖化防止活動推進員等による県民向け普及啓発の推進、環境学習情報センターによる環境教育の推進に取り組めます。さらに、電気自動車等を活用した低炭素なまちづくりを、市町等と連携して進めます。こうした温室効果ガス排出削減の取組に加え、地球温暖化による気候変動への適応についての取組も進めます。

(2) 循環型社会の構築

平成27(2015)年度に策定した廃棄物処理計画に基づき、3Rや適正処理の取組を進め、安全・安心を確保しつつ、循環の質に着目して、枯渇性資源の循環利用のための使用済小型電子機器等の回収や廃棄物の持つ未利用エネルギーの回収な

どの取組を進めます。また、一般廃棄物に関しては、ごみ処理システムが効率的なものとなるよう市町に対し技術的な支援を行うとともに、産業廃棄物の3Rや適正処理の推進について、排出事業者責任を一層徹底するため、電子マニフェストや優良認定処理業者の利活用を進めます。

さらに、産業廃棄物の不法投棄等の未然防止に努めるとともに、初期段階での機動的な対応を進めるため、市町等との連携を図りつつ引き続き監視・指導を徹底していきます。また、産業廃棄物の不適正処理事案等については原因者に対して是正措置の履行指導を行うとともに、原因者による措置が困難な場合等には、生活環境保全上の支障等の状況に応じて、行政代執行による是正を進めるなど、地域住民の安全・安心の確保を図ります。4つの不適正処理事案（四日市市大矢知・平津、桑名市源十郎新田、桑名市五反田、四日市市内山）については、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（以下、「産廃特措法」という。）に基づく国の支援を得て、行政代執行による是正を進めます。

(3) 大気環境の保全

良好な大気環境を保全するため、工場や事業場からの大気汚染物質の排出が適正に管理されるよう、法令に基づく指導を行うとともに工場・事業場における排出基準の遵守を徹底するほか、立入検査時に工場・事業場の経営者等と対話を行い、コンプライアンス意識の向上を図ります。また、自動車NOx・PM法対策地域内においては、平成32(2020)年度末までの対策地域全体での環境基準確保に向けて、実態把握調査と同法に基づく対策を継続しながら、自動車から排出される窒素酸化物および粒子状物質の排出総量の削減に取り組んでいきます。

(4) 水環境の保全

公共用水域等の水質改善のため、工場・事業場における排水基準の遵守を徹底します。伊勢湾の水質改善については、伊勢湾水質総量規制に基づき工場等の排水のCOD、窒素、りん等の総量削減などにより、水質の保全・改善に向けた取組を進めます。

また、生活排水対策については、マスタープランである「生活排水処理アクションプログラム(三重県生活排水処理施設整備計画)」が目標年度を迎えたことから、次期アクションプログラムを平

総説

成28(2016)年度中に策定し、このプログラムに沿った下水道、集落排水施設および浄化槽等の施設整備を進めます。

伊勢湾の再生に向けては、国を含めた関係自治体等で平成19(2007)年3月に策定した「伊勢湾再生行動計画」を、関係者との連携のもと着実に推進します。また、この取組の一環として平成20(2008)年度から、さまざまな主体が連携・協力して、海岸・河川等の清掃に取り組んでいる「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」の拡大を図ります。

海岸漂着物対策については、伊勢湾流域圏の東海三県一市で連携し、本県がリーダーシップをとり、広域的な連携・協力による発生抑制対策を進めます。

(5) 生物多様性の保全および持続可能な利用

多様な自然環境を保全するため、三重県自然環境保全地域などの管理や、里地里山などの身近な自然を保全する県民による活動を支援します。また、「三重県レッドデータブック2015」で明らかになった希少野生動植物を保全するための普及啓発を行うとともに、特に保護が必要として県が指定した希少野生動植物の保全活動を専門家や県民、NPO等と連携・協働して行い、生物の多様性を確保する一方、野生鳥獣による農林水産業等への被害対策として、増えすぎた野生鳥獣の適正な捕獲や狩猟を進めます。

(6) 自然とのふれあいの確保

県民が自然とふれあい、自然の仕組みや大切さを学ぶ場として、自然公園や自然遊歩道等の整備・維持管理を行っていきます。

(7) 森林等の公益的機能の維持確保

平成24(2012)年3月に策定した「三重の森林づくり基本計画2012」に沿って、県民や事業者、森林所有者、行政、企業などが互いに協働しながら、さまざまな主体による森林づくりを促進し、森林の有する公益的機能の高度発揮をめざした森林づくりを進めていきます。

また、平成27(2015)年7月に制定した三重県水源地域の保全に関する条例に基づく水源地域内の土地取引の事前届出制度等を通じて、水源地域の保全を適切に進めていきます。

さらに、中山間地域等直接支払制度をはじめとする事業を活用し農地の保全を図るとともに、漁

場等においては藻場・干潟の保全・再生を推進するなど、公益的機能の維持確保に向けた取組を進めていきます。

(8) 良好な景観の形成

県民や市町による主体的な景観づくりを支援するとともに、「三重県景観計画」に基づく届出制度の適切な運用や公共事業における地域の景観特性への配慮などをとおして、良好な景観づくりを推進します。また、農山漁村の景観保全のために、多面的機能支払等により、農業者やさまざまな主体の参画による景観保全活動を支援することで、地域を支える担い手を育成します。

(9) 歴史的・文化的環境の保全

文化財のうち、とくに重要なものが国・県指定文化財として保護されており、その保全と活用を推進します。また、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」や史跡齋宮跡等の歴史・文化遺産が次世代に承継されるよう、関係する県や市町等と協働して保存に努めます。